

浄化槽中間検査

① 浄化槽設備士の同席を確認

- ・ 工事店名・設備士氏名が申請書と同じか、不在の場合は後日に延期する。
⇒浄化槽法により「浄化槽敷設時には、浄化槽設備士の立会により敷設すること」とされているため、検査を始める前に確認を行う。

② 浄化槽本体の確認

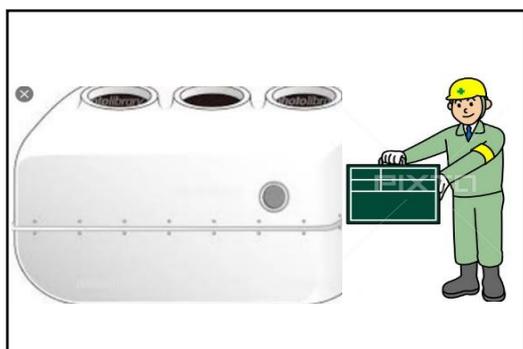
- ・ 認定番号が申請書と一致しているか確認。（本体内部のプレートで確認）
- ・ 出荷番号を控える。（本体上部に手書きで記載されている）

③ 本体外観の目視確認

- ・ キズ・割れ等がないか全体を確認し、底部は吊り下げたときに確認する。

④ 本体を写真記録する

- ・ 型式が見えるよう、本体・立会者・黒板を業者が撮影し、撮影後に浄化槽本体の敷設を指示する。



工事件名	高度処理型浄化槽埋設工事
工事場所	小美玉市〇〇〇〇
小美玉 一郎 様邸	
材料検査	
〇〇製 ×××××(型式)	
立会者 小美玉市 〇〇氏	
施工者	(株)△△△△

注1)写真撮影の前に黒板の記載内容に誤りがないか確認する。

注2)写真撮影時は、図2のように、浄化槽本体と立会者が映るように指示すること（図のように立会者がカメラ目線にならにように注意すること）。

注3)撮影の際に使用する黒板は、施工業者に記載してもらう。

⑤ 掘削状況の確認

- ・ 浄化槽を埋設する穴の掘削寸法（長さ×幅×深さ）を調査書に記載する。浄化槽によってメーカーが規定する寸法基準があるため。

⑥ 基礎コンクリートの確認

- ・ 基礎コンクリートが二次製品か、現場打ちかを確認する。
- ・ 基礎コンクリートの寸法（長さ×幅×高さ）を調査書に記載する。浄化槽によってメーカーの規定するコンクリートの寸法基準があるため、その数値とほぼ適合しているか確認が必要であるため。

注) 二次製品を使用する場合は、完了届提出時に強度計算書または構造計算書の提出が必要であるため、メーカーに書類が出るか確認してもらうこと。書類が出ないものについては使用できない。（計算書等は申請時に添付済み）

⑦ かさ上げの有無の確認

- ・浄化槽の設置位置によっては、浄化槽の蓋の上にかさ上げ器具を取り付け、地表までの高さを調整する必要がある。高さ調整の範囲は最大300ミリまで可能となっているため、その調整値を確認する。

⑧ 本体の埋設時

- ・本体へ土等の付着がないか確認する。
- ・基礎コンクリートに突起等がないか、土等が落下していないか確認する。
- ・埋設状況の写真を撮っているか確認する。
- ・本体設置後の位置（中心が取れているか）を確認する。

⑨ 設置位置の確定後、水平の確認

- ・前後・左右を水平器で計測し、傾きがないか確認し、写真撮影する。

⑩ 水張り検査の水平確認と写真撮影を依頼し検査を終了する。